

事業主のみなさまへ

雇用関係助成金のお知らせ

ご案内

キャリアアップ助成金 社会保険適用時処遇改善コース

「年収の壁」対策として10月に新設されたコース

社会保険の適用要件となる**年収約106万円**（いわゆる「**年収の壁**」）を意識して、扶養範囲内に留まらなく働き方を抑えている短時間労働者が、「壁」を意識せずに働けるよう、社会保険加入後の賃金を増加させる取組を行った事業主に対して、**労働者1人当たり最大50万円**を助成するコースとして、**令和5年10月に新設**されました。

本コースに該当すれば短時間労働者の**手取り収入は減少しません**。この機会に、労働条件の引き上げと社会保険適用について、**改めて短時間労働者と相談してみてもいいでしょうか**。労働者にとっては処遇改善（賃金増加、年金額増加、健康保険上の給付受給可…等）となり、**企業にとっては人手不足の解消**にも繋がります。

2つのメニューから取組みを選択する

（1）手当等支給メニュー

賃金の15%以上を追加支給し、
3年目までに、賃金を18%以上に増額

（2）労働時間延長メニュー

週所定労働時間を4時間以上延長、又は
1～4時間未満延長かつ基本給を増額

（1）・（2）のうち1つ選択、又は併用により、新たに社会保険に加入した労働者の手取り収入が減少しないよう取組んだ事業主に助成金を支給

取組期間や併用によって助成パターンは4種類

※中小企業に対する支給額を記載。大企業は記載額の75%の額。

3年目までに（1）に取組むパターン

1年目：助成対象人数 × **20万円**
2年目：助成対象人数 × **20万円**
3年目：助成対象人数 × **10万円**

2年目までに（1）に取組むパターン

1年目：助成対象人数 × **20万円**
2年目：助成対象人数 × **30万円**

※2年目までに賃金を18%以上に増額した場合のパターンです。

（2）に取組むパターン

助成対象人数 × **30万円**

※（2）から取組んだ場合は、

一人当たりの上限額50万円が助成されることはありません。

1年目に（1）、2年目に（2）に取組むパターン

1年目：助成対象人数 × **20万円**
2年目：助成対象人数 × **30万円**

※（2）→（1）の順で取組むことは想定されていません。

当面の対応策であり、令和8年3月31日までの社会保険適用が助成対象

「年収の壁」に関する見直しについては、厚生労働省において議論が始められたところであり、**本コースの新設は「当面の対応策」と**位置づけられています。このため、助成金の対象は、**令和5年10月1日から令和8年3月31日までの間に、新たに社会保険が適用された労働者に**限定されています。

企業規模や個別の労働条件をチェック

社会保険の適用要件を満たさない労働条件で6か月以上雇用された後に新たに社会保険の被保険者となった者が、助成金の対象労働者となります。社会保険の適用要件は、企業規模や労働者の労働条件に応じて、下表のとおり分類されますので、**自社で雇用する短時間労働者の中に、助成金対象の可能性のある方がいないかチェック**してみましょう。

事業所における 厚生年金保険の被保険者数		101人以上 (※1)			100人以下 (※1)		
労働 条件 (※2)	所定労働日数・時間数が フルタイムの4分の3	以上	未満		以上	未満	
	週所定労働時間が 20時間	/	以上	未満	/		
	所定内月額賃金が 8.8万円		以上	未満			
現在の社会保険適用状況		適用	適用	適用外	適用外	適用	適用外
新たに社会保険を適用した 場合の助成金対象可能性		×	×	○	○	×	○

(※1) 令和5年11月現在の事業所規模区分。令和6年10月以降は「51人以上」と「50人以下」へ適用対象労働者の範囲が拡大。

(※2) 雇用契約上の条件。賃金には残業代や賞与は含まない。「2か月超の雇用見込みあり」・「学生でない」の条件を満たす前提。

キャリアアップ計画書のチェックボックス化

キャリアアップ計画書において、**計画する内容をチェックボックスから選択する記載方法**となり、具体的な文言を検討する必要がなくなりました。また、支給申請時には認定を受けた計画書**(写)**の添付も**不要**です。

原則、賃金台帳の添付のみで出勤簿は不要

一般的に、雇用関係助成金の支給申請においては、出勤・賃金支払の状況を確認する書類として、「出勤簿・タイムカード等」と「賃金台帳・給与明細等」をいずれも添付する必要があります。本コースの支給申請時には、**原則として賃金台帳・給与明細等のみの添付**で足り、これらで**出勤日数・労働時間数が確認できない場合に限って、出勤簿・タイムカード等の提出**をお願いしています。

令和5年11月20日 ハローワーク米沢発行

メール配信登録も好評受付中

米沢所公式HPから登録できます バックナンバーも掲載中



担当：専門援助部門 TEL 0238-22-8155

〒992-0012 米沢市金池3-1-39

参加申込好評受付中

全4回(4日間)

人材確保に向けた「事業主サポートプログラム」

DAY4 12/5(火)

参加申込はハローワーク米沢
公式HP特設サイトから

新規学卒者の人材確保について

- ・情報発信の方法やユースエール認定制度のご紹介
- ・高校進路指導教諭から就職活動現場のリアルを発表

